

## 第5次男女共同参画基本計画に関する提言

令和2年6月5日

全国知事会

男女共同参画プロジェクトチーム

21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として、男女共同参画社会の実現を掲げた「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月23日法律第78号）の施行から20年が経過し、この間、女性の活躍や、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、男女共同参画の様々な取組みが進められてきたものの、世界経済フォーラムが公表しているジェンダー・ギャップ指数は「第4次男女共同参画基本計画」が策定された平成27年の101位から令和元年の121位とさらに順位を落とし過去最低となった。男女共同参画社会の実現に向けた男女間の格差解消は急務であり、現状を打開する抜本的対策は最優先で取り組むべき事項である。

また、近年頻発する自然災害やこの度の新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症などの突発的な状況では、平常時の社会課題が一層顕著に現れている。男女ともに、子育てと介護を両立させながら安心して暮らし、働き続けられる環境づくりや、ひとり親をはじめとする困難を抱えやすい人たちへの支援を日頃から行っていくことの重要性が改めて明らかになった。

については、第5次男女共同参画基本計画の策定にあたっては、社会情勢の変化や新たに顕在化した課題等を見据えつつ、地方公共団体の意見を十分に反映された上で策定されるよう下記の重点項目について提言する。

### 記

#### 【提言項目】

- ①差別意識の解消と男女共同参画意識の醸成
- ②ウーマノミクスの推進
- ③女性も男性も安心して暮らし、働き続けられる環境整備
- ④ひとり親家庭の親に対する支援
- ⑤地方が実施する施策に対する十分な予算の確保

## ①差別意識の解消と男女共同参画意識の醸成

### 【趣旨】

男女共同参画社会の実現のためには、その大前提として、誰もが等しく尊重される環境を整えていく必要がある。

特に、暴力・ハラスメントは、人命にも関わる重大な人権侵害として最も対策を重視すべき課題であり、あらゆる暴力・ハラスメントの根絶に向けた実効性ある取組みの推進が求められる。

また、中長期的には、小さい頃から「女性と男性が互いに尊重し合い、共に支え合い、社会に貢献する」という教育により、差別意識の解消と男女共同参画意識の醸成が重要である。

さらに、多様性を認め合う社会の実現に向け、LGBT等の多様な性的指向・性自認への理解促進を図ることも大切である。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- ハラスメントは、雇用の場以外にも広く存在しているため、あらゆる分野での禁止の明文化と対策の強化【新規】
- 民間団体による支援・運営体制の整備を後押しするなどDV被害者に対する保護体制の充実【一部新規】
- DV被害者に対する処遇改善の研究促進、DV対応と児童虐待対応との連携強化、DV防止の普及啓発・学校等における予防教育の強化【一部新規】
- コロナ終息後も、「DV相談+」にみられるような24時間受付可能な電話・メール相談、チャット等の多様な相談媒体、多言語への対応など、手厚いDV相談体制の継続と充実【新規】
- 複雑で多岐にわたる困難な問題を抱える女性のニーズに適切に対応できるよう人員の確保や相談員の人材育成等に必要な財政措置などの機能強化【新規】
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する交付金の拡充と、24時間365日体制の相談を行うコールセンターの整備【新規】
- 男女共同参画社会の形成に向け、国民の理解の一層の向上と、根強く存在する固定的な役割分担意識を解消するため、小さい頃から、「女性と男性が互いに尊重し合い、共に支え合い、社会に貢献する」という教育の推進
- LGBT等の多様な性的指向・性自認への理解促進・普及啓発等の施策展開において基準となる、専門的な知見を踏まえた方針の提示。生活・企業・学校現場等での理解促進と悩みを抱える当事者などへの対応支援【新規】
- 時代の変化に合わせ、未婚の方も含め、広く女性問題を解決するという視点から「婦人相談所」「婦人相談員」等「婦人」を冠した名称は「女性」への改称【新規】

## ②ウーマノミクスの推進

### 【趣旨】

地方における少子高齢化を伴う人口減少の進行や首都圏への女性の流出に歯止めがかからない現状は、地域社会や産業経済の根幹を揺るがすものであり、将来、持続可能な社会を維持できなくなる大きな懸念材料となっている。

若者、とりわけ流出が深刻な若年女性の地方定着・回帰を促すため、女性も活躍することで経済成長を促す「ウーマノミクス」の加速化を図るとともに、地方においても、男女ともに、相応の所得を得ながらワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりが必要である。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 地方の大宗を占める中小企業、特に小規模事業者における、ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進の実効性ある取組みを進める働き方改革や両立支援に関する政府助成金等について、手続きのアドバイスや事務手続きの簡素化など、企業の実態に合わせた個別具体的な技術的支援の創設【新規】
- 地方においても、男女ともに、やりがいや相応の所得が得られる多様な仕事の確保・創出のほか、資格取得や資金確保等の支援充実による起業しやすい環境整備【新規】
- 賃金の地域間格差の拡大につながっているランク制度を廃止し、全国一律の最低賃金制度の実現と同一労働同一賃金の確実な実施。最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援の強化【新規】
- 中小企業・小規模事業者における女性の就業継続、正社員化、管理職登用を積極的に進めるためのインセンティブの付与
- 女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等の見直し

## ③女性も男性も安心して暮らし、働き続けられる環境整備

### 【趣旨】

昨今頻発する自然災害や、新型コロナウイルスなどの感染症をはじめとした突発的な状況においては、多様なニーズへの対応が必要となる一方で、平常時における社会課題が一層顕著になって現れる。固定的な性別役割分担意識を背景にした女性の家事・子育て・介護等の家庭責任の増大や、女性従事者の多い医療・介護・保育分野等で働きながら養育が必要な家族がいる場合の対応、経済的基盤が弱い女性労働者の困窮、家庭内不和、DVや虐待の増などが指摘されている。

このことから、平常時から、男女ともに、子育て・介護と仕事とを両立させながら安心して働き続けられる環境整備の強化やセーフティネットの充実が求められている。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 子育てや介護をしている方が就業を継続できるよう休暇制度の充実やテレワーク、フレックスタイム、時差出勤、年次有給休暇の時間単位での取得など、個々の事情に応じた柔軟で働きやすい制度の整備と活用促進。中小企業におけるテレワーク導入に際して、就業規則等の改正や通信機器・環境の整備、従業員のICTリテラシー向上等への支援【一部新規】
- 緊急時は、妊婦の心理的ストレスによる母体や胎児への影響が心配される場所であるため、産前休暇までの休業補償や代替人員の確保経費の助成等、安心して出産できるよう休業制度の整備充実【新規】
- 緊急的な状況の中でも、看護師・保育士・介護士等の社会機能の維持に必要な職種では、女性従事者が多く従事している現状にある。幼い子どもがいる場合にも安心して継続勤務できるよう緊急時における保育の確保等、セーフティネットの充実【新規】
- 女性は、男性に比べ非正規労働者やひとり親家庭の割合が高く、経済的に弱者である場合が多い。緊急時の経済停滞による解雇や、育児や介護・家事をはじめとした家庭責任を負っているために離職せざるを得ない状況があるため、就労継続に取り組む企業への支援の充実、人手が必要となる仕事に従事できるようにマッチングや研修する等、女性の経済的回復力を後押しする仕組みづくり
- 女性活躍推進法の改正（令和元年5月）により一般事業主行動計画の策定義務が拡大される従業員数101人以上の企業の経過措置期間内（令和4年4月1日施行）での確実な策定実施に向け、企業の実態に応じた個別具体的な支援【新規】
- 配偶者出産休暇など有給の休暇制度の創設、男性の育児休業のクォータ制の導入【新規】
- 新型コロナウイルス感染症拡大や育児休業の取得等により在宅となった男性の家事・育児への参画を促進するため、共同して家庭責任を担うことに関する啓発の実施【新規】
- 地方防災会議や避難所運営への女性の参画促進、男女共同参画の視点を入れた地域防災計画の策定及び実践への支援等、男女共同参画の視点に立った防災・災害対策・復興体制の確立・強化【新規】

## ④ひとり親家庭の親に対する支援

### 【趣旨】

ひとり親家庭の親は、仕事と子育てなど、一人で何役もこなさなければならず、時間的な制約から非正規雇用となるなど、経済的な面をはじめ、生活や就労の面で不安定な状況に置かれていることが多い。また、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために必要な収入を得ることが困難な場合も多い。特に、母子家庭の母親は、いまだ4割超が非正規雇用となっており、結婚、出産等により就業が中断している場合も多く、ひとり親になってからの自立はより大きな困難を伴っている。

ひとり親家庭の親が希望する勤務形態で十分な収入を得て、安定した生活を送ることができるよう、就労支援の強化や、多様で柔軟な働き方が可能な職場環境づくりの実現が必要となっている。

また、この度の新型コロナウイルス感染症のような突発的な状況下では、不安やストレスが高まりやすく、経済面や生活面に加え、精神面でも支援を行い、孤立を防ぐことが必要である。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 就職に有利な資格取得に取り組むひとり親への高等職業訓練促進給付金の支給額の増額等の支援の拡充【新規】
- 経済的に厳しいひとり親家庭に対する住居に関する支援制度の創設【新規】
- 子育てや介護をしている方が就業を継続できるよう休暇制度の充実やテレワーク、フレックスタイム、時差出勤、年次有給休暇の時間単位での取得など、個々の事情に応じた柔軟で働きやすい制度の整備と活用促進。中小企業におけるテレワーク導入に際して、就業規則等の改正や通信機器・環境の整備、従業員のICTリテラシー向上等への支援【一部新規】（再掲）
- ひとり親の経験者等がピア・サポーターとして、子育て中のひとり親に寄り添う伴走型の相談事業の実施等、相談・支援体制の充実【新規】

## ⑤地方が実施する施策に対する十分な予算の確保

### 【趣旨】

持続可能で活力ある地域を維持していくためには、地方創生・日本再生の切り札として、人口の半分を占める女性も能力をフルに発揮し、活躍していくことが不可欠となっている。

それぞれの地域では、女性の就業状況や、各分野への参画状況、家事・育児・介護等の状況、DVや虐待への相談・支援体制、推進体制等に違いがあることから、実情や課題を正確に把握し、きめ細かい対応を行うことが重要である。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 地方が実施する男女共同参画に関する施策に対する十分な財源確保【新規】

- 地方女性活躍推進交付金の計画期間中の継続と柔軟で使いやすい運用。特に地域においては、中小・事業者における女性活躍が課題となっており、地域女性活躍推進交付金による強力な支援と財源確保【新規】